



第51回 京北商工会通常総代会開催



去る五月二十三日、京北商工会館において京都府商工部長様、京都市産業観光局長様を始め、多数のご来賓の方々を迎え第五十一回京北商工会通常総代会が開催されました。午前十時からの開会でしたが、総代総数五十四名のうち三十五名(うち委任状出席十七名)の出席を得て、次の提出議案全てが原案通り可決承認されました。

第一号議案 定款一部改正の件

第二号議案 運営規約一部改正の件

第三号議案 平成二十三年事業報告並びに収支決算、貸借対照表、財産目録承認の件

第四号議案 平成二十四年度事業計画並びに収支予算決定の件

第五号議案 平成二十四年度借入金最高限度額並びに取引金融機関決定の件

第六号議案 任期満了に伴う役員改選の件

会員の皆様には、通常総代会の冊子をお配りしておりますので、ぜひお目通しいただき、商工会の事業についてご理解、ご協力をよろしく願います。



田中支援員は4月1日より京丹波町商工会へ異動となっております。

新役員紹介

監事	理事	副会長	会長
羽田裕	河原林成吏	磯部ミツ江	人見真一朗
西田和弘	村山誠	内田孝典	米嶋昌史
井口和司	久保和則	三間恭二	正澤数雄
河合宏和	田中章仁	井本正成	田尻和人
辻実智之	矢谷仁史		

中小企業応援隊が巡回します！

経営改善についてのご相談、また補助金メニューなどのご紹介など、本年度も皆様の事業所へお伺いします。専門家のアドバイスが必要な場合は派遣いたします。皆様のひらめきをブラッシュアップし、形にできるよう支援いたします。支援メニューや応援ツールを大いに活用してください。



経営改善普及事業

- 巡回・窓口相談指導の実施
- 講演会・講習会の実施
- 事務代行の実施
- 記帳継続指導・記帳代行の実施
- 施策普及・情報発信事業の実施
- 商工会ホームページの充実

地域総合振興事業

- 総合振興事業
体験型観光・産学連携事業・物産展への参加等
- 観光振興事業
京北地域のPR・情報発信・広域観光の推進等
- 青年部・女性部事業
京北地域の振興やPRに繋がる事業等

指定訪問介護事業

地域に根ざした商工会として抱える諸問題に柔軟な対応をしながら、福祉の向上に寄与することを目的に、住民の支持拡大を目指してよりよいサービスの提供を心がけていきます。

ネット通販“あらかょうWeb(京の逸品市)”出店者大募集！！

府内商工会地域の観光や製品の魅力を発信するために、『アROUND京都』と題した京都府商工会連合会によるホームページがいよいよ動き出します。登録手続費用は安価で、かつ簡単で使い勝手のよいホームページとなっております。

興味のある方は商工会までお問合せください。まずはサイトチェック！！



『あらかょうWeb』サイト <http://www.arakyo.jp/>



～ 京都府商工労働観光部関係 ～

中小企業等支援補助金

★ 地域力再生プロジェクト支援事業交付金(ソーシャル・ビジネス枠)

- 《 対 象 》 ・府内でソーシャル・ビジネスを創業または取組の向上を行おうとする地域力再生活動団体
・中小企業者と連携してソーシャル・ビジネスに取り組む地域力再生活動団体
- 《 補助限度額 》 団体単独 150 万円、連携 200 万円以内
- 《 補 助 率 》 1/3以内
- 《 公募期間 》 第1回 4月2日～5月31日 第2回 9月3日～10月1日

★ 連携型イノベーション研究開発事業(企業連携型)

- 《 対 象 》 府内本社中小企業が参画する企業連携グループ
- 《 補助限度額 》 1.5億円
- 《 補 助 率 》 定額
- 《 公募期間 》 4月9日～5月31日

★ 連携型イノベーション研究開発事業(産学公連携型)

- 《 対 象 》 府内本社中小企業と大学等研究機関による産学公連携グループ
- 《 補助限度額 》 3000万円
- 《 補 助 率 》 1/2
- 《 公募期間 》 4月9日～5月31日

★ 成長分野認定育成事業(応援補助金)

- 《 対 象 》 中小企業応援条例により認定を受けた計画に従い、事業を行う中小企業
- 《 補助限度額 》 1000万円
- 《 補 助 率 》 1/2
- 《 公募期間 》 5月下旬～6月

★ イノベーション基盤育成事業(設備投資) (※)

- 《 対 象 》 府内に本社及び設備投資の対象となる事業所を有し、イノベーションに取り組む中小・中堅企業及び組合で、製造業者又は情報通信者(これから製造業、情報通信業に進出する企業含む)であること
- 《 補助限度額 》 中小 100万円以上2億円以下 中堅 3000万円以上3億円以下
- 《 補 助 率 》 中小 15% 中堅 10%
- 《 公募期間 》 5月下旬～6月

★ 中小企業緊急円高対策生産体制支援事業(設備投資) (※)

- 《 対 象 》 府内に本社及び設備投資の対象となる事業所を有する中小企業
(製造業又は情報通信業者で且つ今期もしくは次期の営業利益が過去3期分の平均に比べて伸びていないと見込まれる企業)
プラス・・・①輸出依存度25%以上
②輸出依存度が25%以上の企業に部品等を納品
- 《 補助限度額 》 100万円以上(上限設定なし) ※予算の範囲内で交付
- 《 補 助 率 》 15%
- 《 公募期間 》 5月下旬～6月

★ クール京都 首都圏・海外発信事業費(販路開拓) (※)

- 《 対 象 》 府内に事業所を有する中小企業
- 《 補助限度額 》 上限100万円
- 《 補 助 率 》 1/2
- 《 公募期間 》 5月下旬～6月

「Cool Kyoto」とは「Made In Kyoto」の製品やコンテンツなど新しい京都ブランドを広く発信する京都府の取組みです。

(※)

「設備投資支援制度」「販路開拓支援制度」事業説明会が開催されます。(別紙によりお申込ください)

★ 京都産業立地促進事業費(京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金)

- 《 対 象 》 製造業、情報関連産業、自然科学研究所等
- 《 補助限度額 》 設備補助限度額 8億円 雇用補助限度額 8億円
- 《 補 助 率 》 投下固定資産額×10% 単価×新規府内常用雇用者数
- 《 公募期間 》 随時

★ 京都産業立地促進事業費(伝統と文化のものづくり産業振興補助金)

- 《 対 象 》 伝統と文化のものづくり産業及び同関連業種等
- 《 補助限度額 》 設備補助限度額 2億3千万円 雇用補助限度額 3千万円
- 《 補 助 率 》 投下固定資産額×15%(中小企業) 単価×地元雇用者数
- 《 公募期間 》 随時

★ 小規模立地・育成事業費

- 《 対 象 》 製造業、情報関連産業、自然科学研究所等で京都の企業や大学との連携が見込まれる事業
- 《 補助限度額 》 設備補助限度額 3億円 雇用補助限度額 3億円
- 《 補 助 率 》 投下固定資産額×15%(中小企業) 単価×府内常用雇用者数
- 《 公募期間 》 随時

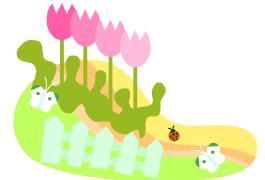
★ 産業廃棄物減量推進事業(研究、技術開発等補助事業)

- 《 対 象 》 府内に事業所を有する事業者、及び事業所を設置しようとする事業者
(産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理の促進に係る研究、技術開発又は産業廃棄物を使った商品開発を行う事業)
- 《 補助限度額 》 1件あたり総額50万円以上1千万円以内
- 《 補 助 率 》 ・大学等研究機関と共同で行う場合 2/3以内
・単独又は、大学等研究機関以外の他事業所と共同で行う場合 1/2以内
- 《 公募期間 》 第1次 6月30日まで 第2次 9月下旬 第3次 12月上旬

★ 産業廃棄物再資源施設整備促進事業(リサイクル施設等整備補助金)

- 《 対 象 》 府内に事業所を有する事業者、及び事業所を設置しようとする事業者
(産業廃棄物のリサイクル施設等を設置する事業)
- 《 補助限度額 》 1件あたり総額50万円以上1千万円以内
- 《 補 助 率 》 1/4
- 《 公募期間 》 第1次 6月30日まで 第2次 9月下旬 第3次 12月上旬

商店街等活性化施策一覧



★ まちなか「空きない」支援事業

〔目的〕

商店街における空き店舗を文化芸術の発表の場や農業者・ベンチャー起業者等の臨時店舗といった多様な利用を促進することにより、空き店舗の有効活用や集客を図り、商店街のにぎわいづくりに活用する。

★ 一商一特事業

(京の商店街いちおしづくり事業)

〔目的〕

厳しい状況にある商店街が、集客力を高め、にぎわいを取り戻すために行う、地域住民や観光客のニーズ等を踏まえた「その商店街ならではの」という特色づくりの取組を支援。

★ 一商一特事業

(商店街地域連携支援事業)

〔目的〕

単に商品を販売する場としてだけでなく、地域コミュニティの中核として多面的な役割を再認識し、地域での取組みが推進されるよう、商店街等が行う地域ニーズの把握や連携体制の構築に向けた組織づくりや、具体的な地域での取組に対しての支援。

(安心・安全な商店街づくり支援事業)

〔目的〕

来街者の安全を確保し、安心して買い物ができるような商業環境の整備を進めることで「安心・安全な商店街」づくりを推進し、その活性化を図る。

(商店街活性化重点支援事業)

〔目的〕

自分たちだけではなかなか活性化の糸口が見つけられない商店街について、専門家や府職員などが伴走する形で関わりながら、商店街の活性化に向けた重点的な支援を行うことにより、困難な商店街振興のモデルづくりを行う。

※ 詳しくは商工会まで(852-0348)

◎自動車税の軽減

環境配慮がされた新車（電気自動車などの低公害車、一定の軽減基準をクリアした車）を新規登録した場合、登録の翌年度のみ自動車税が軽減されます。

◎自動車税の重課

新車の新規登録から一定期間を経過したディーゼル車やガソリン車、LPG車は通常の自動車税に10%程度上乗せされます。こちらは1度きりではなく毎年重課されます。

★ 申請により重課分の減免が可能な場合があります。登録している都道府県に確認し減免可能な場合は申請手続きを！（京都府ホームページ上に詳しく掲載されています）



編集後記

通常総代会も開催され、まさに平成24年度が始まりました。P・F・ドラッカーは著書「マネジメント」で「最大の問題は明日何をなすべきかではない。『不確実な明日のために今日何をなすべきか』である。と言っています。常にその時々「現在」に基づき、何をなすべきかの意思決定を行うことが重要のようです。過去の意思決定に対するこだわりを捨て、新たに生じた前提に基づき再び意思決定を行っていきける。そんなチームになれるよう商工会一丸となり戦略をねっていきます。

S.H

商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <http://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp